

国民保護業務計画

平成19年3月

富山県道路公社

目 次

第1章 総則	1
第1節 計画の目的	1
第2節 基本方針	1
第2章 平素の備え	2
第1節 活動体制の整備	2
第2節 関係機関との連携	3
第3節 利用者等への情報提供の備え	3
第4節 警報等通知体制の整備	3
第5節 避難・救援に関する備え	3
第6節 公社管理道路の安全確保に関する備え	3
第7節 交通の管理に関する備え	3
第8節 応急の復旧に関する備え	3
第9節 訓練・啓発等の実施	4
第3章 武力攻撃事態等への対処	4
第1節 武力攻撃の兆候等の情報連絡	4
第2節 活動体制の確立	4
第3節 安全の確保	5
第4節 関係機関との連携	5
第5節 利用者等への情報提供	5
第6節 警報等の通知及び伝達	5
第7節 避難・救援に関する措置	6
第8節 公社管理道路の適切な管理及び安全確保	6
第9節 交通の管理	6
第10節 安否情報の収集	6
第4章 応急の復旧	6
第1節 道路の応急復旧	6
第2節 情報の収集	7
第3節 県対策本部への報告	7
第4節 支援の要請	7
第5章 復旧等に関する措置	7
第6章 緊急対処事態への対処	7
第1節 活動体制の確立	7
第2節 緊急対処保護措置の実施	7
第7章 計画の適切な見直し	8

第1章 総則

第1節 計画の目的

富山県道路公社国民保護業務計画は、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号。以下「国民保護法」という。）第36条第2項及び第182条第2項の規定に基づき、富山県道路公社（以下「公社」という。）が管理又は建設する道路（以下「公社管理道路」という。）において、武力攻撃事態及び武力攻撃予測事態（以下「武力攻撃事態等」という。）における国民の保護のための措置（以下「国民保護措置」という。）及び緊急対処事態における国民の保護のための措置（以下「緊急対処保護措置」という。）の的確かつ迅速な実施に資することを目的とする。

第2節 基本方針

公社は、武力攻撃事態等及び緊急対処事態において、国民保護法その他の法令、国民の保護に関する基本指針（平成17年3月25日閣議決定）、富山県国民保護計画及びこの計画に基づき、国、富山県（以下「県」という。）、市町村、中日本高速道路株式会社及び委託契約会社等（以下「関係機関」という。）と連携協力し、その所掌業務に関する国民保護措置及び緊急対処保護措置（以下「国民保護措置等」という。）の的確かつ迅速な実施に万全を期するものとする。

第1 事態の想定

1 武力攻撃事態

武力攻撃事態の類型として、①着上陸侵攻、②ゲリラや特殊部隊による攻撃、③弾道ミサイル攻撃、④航空攻撃の4つの類型を想定する。また、特殊な対応が必要となる核兵器等又は生物剤若しくは化学剤を用いた兵器による攻撃（以下「NBC攻撃」という。）についても考慮する。

2 緊急対処事態

緊急対処事態とは、武力攻撃の手段に準ずる大規模テロ等の事態をいい、①危険性を内在する物質を有する施設等に対する攻撃が行われる事態、②多数の人が集合する施設、大量輸送機関等に対する攻撃が行われる事態、③多数の人を殺傷する特性を有する物質等による攻撃が行われる事態、④破壊の手段として交通機関を用いた攻撃が行われる事態等が考えられる。

第2 基本的人権の尊重

公社は、国民保護措置等の実施にあたっては、基本的人権を尊重することとし、国民の自由と権利に制限を加える場合は、必要最小限のものとし、公正かつ適正な手続きの下に行うものとする。

第3 国民に対する情報提供

公社は武力攻撃事態等及び緊急対処事態において、国民保護措置等の実施状況、被災情報（武力攻撃災害及び緊急対処事態により生ずる災害（以下「武力攻撃災害等」という。）が発生した日時及び場所又は地域、発生した武力攻撃災害等の状況の概要、人的及び物的被害の状況等被害の状況に関する情報をいう。以下同じ。）その他の情報等について、関係機関と連携しつつ、公社管理道路の利用者（以下「利用者」という。）をはじめ広く国民に

対し正確な情報を適時かつ適切に提供するものとする。

第4 関係機関との連携の確保

公社は、国民保護措置等に関し、平素から関係機関との連携体制の整備に努めるものとする。

第5 利用者の協力

公社は、国民保護措置等の重要性について広く啓発に努め、利用者の自発的な協力が得られるよう努めるものとする。

第6 高齢者、障害者等への配慮

公社は、国民保護措置等の実施にあたっては、高齢者、障害者等に対して配慮するものとする。

第7 安全の確保

公社は、国民保護措置等を実施するにあたっては、国、県及び市町村の協力を得つつ、公社職員のほか、公社の実施する国民保護措置等に従事する者の安全の確保に十分配慮するものとする。

第8 自主的な判断

公社は、その業務について国民保護措置等を実施するにあたっては、国、県及び市町村から提供される情報を踏まえ、武力攻撃事態等及び緊急対処事態の状況に則して、その実施方法等を自主的に判断するものとする。

第9 富山県国民保護対策本部長の総合調整等

公社は、県に設置された富山県国民保護対策本部（以下「県対策本部」という。）の長（以下「県対策本部長」という。）による総合調整が行われた場合には、総合調整の結果に基づき、所要の措置を的確かつ迅速に実施するものとする。

第2章 平素の備え

第1節 活動体制の整備

第1 情報収集及び連絡体制の整備

公社は、関係機関と連携しつつ、武力攻撃事態等の状況、国民保護措置の実施状況、被災情報その他の情報等を迅速に収集・集約できるよう、連絡網、連絡方法、連絡手順等の必要な事項についてあらかじめ定めておくものとする。

第2 通信体制の整備

公社は、武力攻撃事態等において、迅速かつ確実な連絡が行えるよう、関係機関と連携しつつ、必要な通信体制を整備するものとする。

通信体制の整備に当たっては、武力攻撃災害により通信手段が被害を受けた場合や停電の場合等においても、確実に通信が行えるよう自家発電設備の整備や通信手段の多重化等、コンピューターのデータも含めたバックアップ体制の整備に努めるものとする。

なお、平素から国民保護措置に必要な通信設備の点検を定期的実施するものとする。

第3 非常参集体制及び活動体制の整備

公社は、武力攻撃事態等において、国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため、関係職員等の非常参集についてあらかじめ必要な事項を定め、関係職員等のほか、関係機関に周知するものとする。

非常参集を行う関係職員等については、武力攻撃事態等により交通機関が途絶することを考慮し、複数の参集経路、移動方法を事前に確認しておくものとする。

また、防災のための備蓄を活用しつつ、国民保護措置の実施のために必要な物資及び資材を迅速に供給できる体制の整備に努めるものとする。

第2節 関係機関との連携

公社は、平素から関係機関との間で、国民保護措置の実施における連携体制の整備に努めるものとする。

第3節 利用者等への情報提供の備え

公社は、武力攻撃事態等において、国民保護措置の実施状況、公社管理道路の被災状況などの情報を、報道機関への発表、公社ホームページ及び道路交通情報提供施設等を活用して、利用者等に対し適時かつ適切に提供できるよう、必要な体制を整備するものとする。

第4節 警報等の通知体制の整備

公社は、富山県知事（以下「知事」という。）から警報等の通知を受けた場合において、立山有料道路管理事務所及び能越自動車道管理事務所（以下「管理事務所」という。）への通知及び利用者等に対する情報提供のできる体制を整備するものとする。

第5節 避難・救援に関する備え

第1 避難措置の指示及び避難の指示等の通知体制の整備

公社は、知事から避難措置の指示及び避難の指示等の通知を受けた場合において、管理事務所への通知及び利用者に対する情報提供のできる体制を整備するものとする。

第2 避難及び救援に対する支援に関する備え

武力攻撃事態等発生時に避難住民の運送、緊急物資の運送等が円滑に実施されるよう、道路交通確保を優先に、災害や事故への対応に準じて、必要な体制をあらかじめ整備するものとする。

第6節 公社管理道路の安全確保に関する備え

公社は、公社管理道路についての巡回方法などをあらかじめ定め、安全の確保を図るものとする。

第7節 交通の管理に関する備え

公社は、武力攻撃事態等において、富山県警察（以下「県警察」という。）と連携して、利用者等に対し、道路の通行禁止措置等に関する情報を積極的に提供できるよう、必要な体制を整備するものとする。

第8節 応急の復旧に関する備え

公社は、武力攻撃事態等において、公社管理道路の応急復旧を行うため、あらかじめ体制の整備及び資機材の確保について努めるものとする。

第9節 訓練・啓発等の実施

第1 訓練の実施

公社は、平素から国民保護措置についての訓練を実施するものとする。訓練後には評価を行い、課題等を明らかにし、国民保護措置の実施の改善に反映させるものとする。

訓練の実施に当たっては、具体的な事態を想定し、実際の通信機器を使用するなど実践的な訓練となるよう努めるものとするとともに、関係機関と連携した訓練を実施するよう努めるものとする。

なお、国民保護措置と防災のための措置について共通の措置がある場合には、必要に応じ、国民保護措置についての訓練と防災訓練とを有機的に連携させるよう配慮するものとする。

また、関係機関が実施する訓練に参加するよう努めるものとする。

第2 職員等への啓発

公社は、国民保護措置の円滑な実施を図るため、公社の職員及び委託契約会社等の社員などに対する国民保護知識の普及・啓発を行うものとする。

第3章 武力攻撃事態等への対処

第1節 武力攻撃の兆候等の情報連絡

公社は、武力攻撃の兆候等の情報を入手した場合には、速やかに県、県警察等へ情報連絡を行うとともに、情報連絡のために必要な通信手段の確保、公社管理道路の安全確認の実施、被害の有無などの情報の迅速な収集を行うものとする。

第2節 活動体制の確立

第1 県対策本部への対応

公社は、県対策本部が設置された場合には、県対策本部を中心とした国民保護措置の推進を図るものとする。

県対策本部の設置についての通知を受けたときは、警報等の通知に準じて、直ちに管理事務所にその旨を連絡するものとする。

県対策本部長より対策本部への出席を求められた場合は、公社は職員を派遣し、連絡調整を行うものとする。また、県現地対策本部が設置された場合にも同様に職員を派遣するものとする。

第2 公社国民保護対策本部の設置等

1 公社国民保護対策本部の設置

公社は、県対策本部が設置された場合には、必要に応じて、公社内に公社国民保護対策本部（以下「公社対策本部」という。）を設置する。

公社対策本部は、公社の国民保護措置などに関する調整及び実施、情報の収集、集約、連絡及び公社内での情報共有、広報その他必要な総括業務を実施するものとする。

公社対策本部を設置したときは、その旨を県対策本部等に連絡するものとする。

2 公社対策本部の組織等

この計画に定めるもののほか、公社対策本部の組織及び運営に関する事項については、別に定めるところによるものとする。

第3 情報収集及び報告

1 情報収集及び報告

公社は、武力攻撃事態等が発生した場合は、国民保護措置の実施状況、公社管理道路の被災情報などの武力攻撃事態等に関する情報を迅速に収集し、その情報を速やかに県対策本部等に報告するものとする。

また、県対策本部等から武力攻撃事態等の状況、関係機関等の行う国民保護措置の安全確保に関する情報などについて収集を行うとともに、公社内での共有を図るものとする。

2 通信体制の確保

公社は、武力攻撃事態等が発生した場合、直ちに、必要な通信手段の機能確認を行うとともに、連絡のために必要な通信手段を確保するものとし、支障が生じた場合には、応急復旧のために必要な措置を講ずるものとする。

また、直ちに県等に支障の状況を連絡するものとする。

武力攻撃災害により国民保護措置の実施に必要な通信手段が被害を受けた場合や停電の場合等においては、安全の確保に配慮した上で、速やかに応急の復旧を行うとともに、必要に応じ、バックアップ体制を確保するものとする。

第4 非常参集の実施

公社は、国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため、別に定めるところにより、関係職員に非常参集を行わせるものとする。

第3節 安全の確保

公社は、国民保護措置の実施にあたっては、その内容に応じ、公社の職員のほか、公社の実施する国民保護措置に従事する者に対して、武力攻撃の状況その他必要な情報の提供を行うほか、緊急時の連絡及び応援の体制の確立を図るなど、関係機関と連携しつつ、安全の確保に十分に配慮するものとする。

第4節 関係機関との連携

公社は、国民保護措置の実施にあたっては、県対策本部及び関係機関と緊密に連携し、的確な実施に努めるものとする。

また、県から国民保護措置の実施に関し要請があった場合は、当該要請の趣旨を尊重し、安全の確保に配慮した上で、必要に応じ、速やかに所要の措置を講ずるものとする。

第5節 利用者等への情報提供

公社は、武力攻撃事態等が発生した場合には、県対策本部と連携しつつ、国民保護措置の実施状況、公社管理道路の被災情報等の情報を、報道機関への発表、公社ホームページ、道路交通情報提供施設及び看板などを活用して、利用者等に対し、適時かつ適切に提供するよう努めるものとする。

第6節 警報等の通知及び伝達

公社は、知事から警報等の通知を受けた場合には、管理事務所に対して迅速かつ確実に警報

等を通知するとともに、利用者に対し、警報等を伝達するよう努めるものとする。警報の解除の通知及び伝達については、警報の通知及び伝達に準ずるものとする。

第7節 避難・救援に関する措置

第1 避難措置の指示及び避難の指示等の通知及び伝達

公社は、知事から避難措置の指示及び避難の指示等の通知を受けた場合には、警報等の通知及び伝達に準じて、管理事務所に対して避難措置の指示及び避難の指示等の通知を行うとともに、利用者に対し、同措置の指示の伝達に努めるものとする。避難措置の指示及び避難の指示の解除の通知があった場合も同様とする。

第2 避難・救援に対する支援

公社は、関係機関と連携し、避難住民の運送、緊急物資の運送、医療救護班の派遣及び負傷者の搬送等が円滑に実施されるよう道路の優先的確保を行うとともに、利用者の安全な避難誘導の措置を行う。

また、県の区域を越える避難が生じた場合において、隣接県等との間で避難住民の受入れ、移動時の支援等に関する協議が行われるときには、必要に応じ当該協議に参加するものとする。

第8節 公社管理道路の適切な管理及び安全確保

公社は、武力攻撃災害が発生したときは、公社が管理する施設について、巡回の強化など、安全確保のための措置の実施に努めるとともに、被害の拡大防止のための措置を的確かつ迅速に講ずるものとする。

また、公社管理道路の安全確保措置の実施において、特に必要があると認める場合は、県等に労務、施設、設備又は物資の確保について応援を求めるものとする。

第9節 交通の管理

公社は、県警察と連携して、交通規制及び道路の通行禁止等の必要な措置を講じるとともに、同措置を行った場合には、直ちに利用者等に周知徹底を図るものとする。

第10節 安否情報の収集

公社は、知事又は市町村長から安否情報提供の協力要請があり、利用者の安否情報を収集した場合には、当該要請に協力するよう努めるものとする。

また、安否情報の収集及び提供に当たっては、個人情報の保護に十分な配慮を行うものとする。

第4章 応急の復旧

第1節 道路の応急復旧

公社は、武力攻撃災害が発生した場合、職員等の安全の確保に配慮した上で、速やかに公社管理道路の緊急点検を実施し、これらの被害の状況等を把握するとともに、迅速に応急の復旧のための措置を実施するものとする。

また、応急の復旧に当たっては、被害の拡大防止及び被災者の生活確保を最優先に行うもの

とし、障害物の除去その他避難住民の運送及び緊急物資の輸送のための輸送路の効率的な確保に考慮した応急復旧に努めるものとする。

第2節 情報の収集

公社は、関係機関と連携し、公社管理道路の被災情報及び応急復旧の実施状況の情報収集に努めるものとする。

第3節 県対策本部への報告

公社対策本部は、被災情報、応急復旧の実施状況の情報を県対策本部に報告するものとする。

第4節 支援の要請

公社は、公社管理道路の応急復旧にあたって、必要な人員や資機材の提供、技術的助言その他応急復旧のための必要な措置について、県に対し必要に応じ支援を求めるものとする。

第5章 復旧等に関する措置

公社は、武力攻撃災害の復旧に関し国において財政上の措置その他本格的な復旧に向けた所要の法制が整備されるまでの間、武力攻撃事態の態様や武力攻撃災害による被災の状況等を勘案しつつ、迅速な復旧に向けて、安全の確保に配慮した上で、必要な措置を講ずるものとする。

また、県及び市町村が定めた当面の復旧の方向等を考慮して実施するものとする。

第6章 緊急処理事態への対処

第1節 活動体制の確立

第1 公社緊急処理事態対策本部の設置

公社は、富山県緊急処理事態対策本部（以下「県緊急対策本部」という。）が設置された場合には、必要に応じて、公社内に公社緊急処理事態対策本部（以下「公社緊急対策本部」という。）を設置するものとする。

公社緊急対策本部は、公社内における緊急対処保護措置などに関する調整及び実施、情報の収集、集約、連絡及び公社内での情報共有、広報その他必要な総括業務を実施するものとする。

公社緊急対策本部を設置したときは、その旨を県緊急対策本部等に連絡するものとする。

第2 公社緊急対策本部の組織等

この計画に定めるもののほか、公社緊急対策本部の組織及び運営に関する事項については、別に定めるところによるものとする。

第2節 緊急対処保護措置の実施

公社は、緊急対処保護措置の実施体制並びに措置の内容及び実施方法については、この計画の第2章から第5章までの定めに基づいて行うこととする。

第7章 計画の適切な見直し

公社は、この計画の内容につき適時検討を加え、必要があると認めるときは、これを変更するものとし、変更に当たっては、関係機関の意見を聴くなど広く関係者の意見を聴取するものとする。

この計画を変更したときは、軽微な変更の場合を除き、速やかに、知事に報告するものとする。また、関係市町村長に通知するとともに、公表するものとする。

なお、軽微な変更の場合は、知事に通知するものとする。

附 則

この規程は、平成19年4月1日から施行する。